

公 告

次のとおり一般競争入札に付する。なお、本公告は、入札説明書を兼ねる。

平成26年5月14日

公立大学法人熊本県立大学 理事長 五百旗頭 真

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達件名

熊本県立大学教育及び事務用情報基盤機器等賃貸借

(2) 調達内容

熊本県立大学教育及び事務用情報基盤機器等賃貸借調達仕様書(以下「調達仕様書」という。)のとおりに。

(3) 賃貸借期間

平成26年9月1日から平成31年9月30日まで

(4) 支払期間

平成26年10月1日から平成31年9月30日まで

(5) 納入期限

情報教育用情報基盤機器等は、平成26年9月24日まで
上記以外の情報基盤機器等は、平成26年8月31日まで

(6) 納入場所

熊本県立大学が指定する場所

2 入札に参加できる者

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

(1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成20年熊本県告示第209号。以下「要綱」という。)第2条の規定により業種リース・レンタル、詳細業種OA機器類の入札参加資格を有すると決定された者であること。

(2) 一般競争入札参加申込兼参加資格確認申請書を平成26年5月9日(金)午後5時までに熊本県立大学事務局総務課に提出し、審査及び承認を受けた者であること。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。

(4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。

(5) 入札の時点において、公立大学法人熊本県立大学取引停止等措置要領(平成19年11月14日制定)による取引停止等の期間中でないこと。

3 一般競争入札参加申込兼参加資格確認申請書の提出

本競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加申込兼参加資格確認申請書を次により提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

(1) 提出期間

公告日から平成26年5月20日(火)(土曜、日曜及び国民の祝日を除く。)までの日の午前9時から午後5時までとする。

(2) 提出場所及び提出方法

「4」に記載の場所へ持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。

なお、提出した申請書等について説明を求められた場合、これに応じなければならない。

また、以下を添付書類として3部併せて提出すること。

ア ソフトウェア及びハードウェアに関するパンフレット

イ 機能等証明書

- ・ 別紙「入札様式集」の様式4
- ・ 1部を正本とし、残り2部は複写で可

ウ 導入実績一覧

- ・ 別紙「入札様式集」の様式5
- ・ 1部を正本とし、残り2部は複写で可

エ 機器等一覧

- ・ 別紙「入札様式集」の様式6
- ・ 一覧に記載した機器等の製品カタログを別途添付のうえ、該当箇所を付箋、マーカー等で容易に確認できるように工夫すること
- ・ 1部を正本とし、残り2部は複写で可

(3) 入札参加資格確認結果の通知

入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。

4 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び場所

熊本県立大学事務局総務課総務班

郵便番号 862-8502

住所 熊本県熊本市東区月出三丁目1番100号

電話番号 096-321-6605

E-Mail soumu@pu-kumamoto.ac.jp

5 入札手続等

(1) 入札に関する事務を担当する課等の名称

「4」に記載のとおり

(2) 調達仕様書の配布

ア 配布方法

公告の日から、以下の場所で配布する。

(配布場所)

熊本県立大学本部棟 2 階総務課総務班

イ その他

- ・ 調達仕様書の複製は認めない。
- ・ 本入札への参加を取消すときは、直ちに調達仕様書一式を返却すること。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成 26 年 5 月 26 日（月）午前 11 時 00 分

イ 場所

熊本県立大学本部棟 2 階大会議室

(4) 入札書の提出方法

ア 「5の(3)イ」に記載の場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、「4」に記載の場所に平成 26 年 5 月 23 日（金）午後 5 時までに必着するよう郵送する（書留郵便に限る。）こと。

イ 代理人が入札する場合、入札書には、入札に参加する者の商号又は名称及び代表者氏名、代理人であることの表示並びに代理人の氏名を記載して、代理人が押印するものとし、併せて委任状を提出しなければならない。

(5) 入札方法に関する事項

ア 落札者の決定は、一般競争入札をもって行う。

イ 入札金額は、契約締結の日から平成 31 年 9 月 30 日までの本事業の実施に要する一切の費用を含めた額とする。

ウ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

オ 入札書に記載する事項を訂正するときは、当該訂正部分に押印しなければならない。ただし、金額についての訂正は認めない。

カ 入札書を郵便により提出する場合は、二重封筒とし、入札書の中封筒に入れて密封のうえ、当該中封筒の封皮には、業務名、会社名、代表者氏名等を朱書きし、外封筒の封皮には、「平成 26 年 5 月 26 日開封 熊本県立大学教育及び事務用情報基盤機器等賃貸借の入札書在中」と朱書きし、平成 26 年 5 月 23 日（金）午後 5 時までに「4」に記載の場所に必着するよう郵送する（書留郵便に限る。）こと。

キ 入札説明書及び調達仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年告示第 420 号）の規定を準用する。

ク 入札は、2 回を限度とする。1 回目の開札で予定価格を下回る入札がないときは、直ちにその場で再度の入札を行う。

ケ 入札参加希望者は、入札説明書その他関係規程を承知のうえ、入札すること。

6 その他

(1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積る契約希望金額の100分の5以上の金額（国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債権）、地方独立行政法人法施行規則（平成16年総務省令第51号）第2条に規定する有価証券、銀行又は公立大学法人熊本県立大学（以下「法人」という。）経理責任者が認めるその他の金融機関等に対する定期預金債権、その他法人経理責任者が確実と認める金融機関の保証でも可）を平成26年5月23日（金）午後5時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に法人を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなる恐れがないと認められるときに限る。）。

(3) 「6の(2)ア又はイ」に掲げる入札保証金の免除のための書類を提出する場合は、「4」に記載の場所に平成26年5月22日（木）午後5時までに持参すること。ただし、持参できないときは、「4」に記載の場所に平成26年5月22日（木）午後5時までに必着するよう郵送する（郵便書留に限る。）こと。

なお、郵送の場合は、二重封筒とし、中封筒の封皮には、「入札日時」、「入札に参加しようとする者の商号又は名称」及び「代表者氏名及び取扱部署名」を朱書きし、外封筒の封皮には、「入札保証金免除申請書類在中」及び「親展」と朱書きすること。

(4) 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、落札者以外のものに対しては、入札執行後速やかに還付する。

(5) 落札者に係る入札保証金は、落札者が契約を締結した後に還付する。ただし、落札者が契約を締結しないときは、入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、法人に帰属する。

(6) 無効の入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札

イ 委任状を提出しない代理人のした入札

ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提出しない者のした入札

エ 記名押印を欠く入札

オ 金額を訂正した入札

カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札

キ 明らかに連合によると認められる入札

- ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- ケ 2以上の意思表示をした入札
- コ 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札

(7) 最低制限価格

無

(8) 契約の締結

ア 契約書作成の要否

要

イ 契約の締結期限

平成26年5月30日（金）まで

(9) 契約保証金

契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額（国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債権）、地方独立行政法人法施行規則（平成16年総務省令第51号）第2条に規定する有価証券、銀行又は法人経理責任者が認めるその他の金融機関等に対する定期預金債権、その他法人経理責任者が确实と認める金融機関の保証でも可）を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(10) 入札に参加する者は、参加に当たり知り得た個人情報、事業者の情報その他本学の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(11) 本入札に参加するために必要な書類の作成及びこれらに係る付帯作業に要する一切の費用は、すべて入札参加者の負担とする。